

特別養護老人ホーム楠清里苑運営規程

第一章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人清里が開設する特別養護老人ホーム楠清里苑(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し適正な指定介護老人福祉施設サービスの提供をすることを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、入所者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活全般の介助(入浴・排泄・食事等)及び機能訓練により、入所者の心身の機能の維持を支援することをめざすものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、介護保険施設及びその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 特別養護老人ホーム楠清里苑

所在地 名古屋市北区会所町 73 番地 1

(入所定員)

第4条 特別養護老人ホーム楠清里苑の入所定員は 120 名とする。

2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。

第二章 人員

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1名(常勤)

施設長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。

(2)医師 1名(非常勤)

医師は、利用者の診療・健康管理を担うこととする。

(3)生活相談員 2名(常勤)

生活相談員は、入所者及び家族との生活相談、入退所に於ける事務手続き及び処遇に関する相談や苦情対応等の業務を担うこととする。

(4)介護及び看護職員

介護職員 44 名以上

看護職員 3 名以上

介護職員は、入所者の日常生活の介護・指導・相談及び援助を担い、看護職員は、入所者の診療の補助及び看護並びに入所者の保健衛生管理を担うこととする。

(5)管理栄養士 1名(常勤)

管理栄養士は、入所者の栄養マネジメントを行い、献立作成や給食の記録を担い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

(6)機能訓練指導員 2名(常勤 1名、非常勤 1名)

機能訓練指導員は、入者の機能訓練を行い、又それに伴う介護職員への指導等を行うこととする。

(7)介護支援専門員 2名(常勤 2名)

介護支援専門員は、入所者及び家族との相談、入所者のサービス計画の作成、要介護度認定調査及び更新申請等を担うこととする。

(8)事務員 1名(非常勤)

事務員は、必要な事務を担うこととする。

第三章 設備

(設備及び備品)

第6条 施設は、法令に定められた設備及び所定の備品を備えるものとする。

第四章 運営

(利用者に対するサービスの内容)

第7条 入所者に対するサービスの内容は次のとおりとし、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう入所者の心身の状況に応じて、施設サービス計画に基づいて行うこととする。

- 1 必要な居室の提供を行う。
- 2 入浴(一般浴・器械浴)、排泄、食事等の介護及び日常生活全般の介助を行う。
- 3 利用者又は家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- 4 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。
- 5 入所者の心身の状況等に応じて、日常生活上必要な機能を回復或いは減退を防止するための機能訓練を行う。
- 6 入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。
- 7 入所者の栄養の状況に注意し、栄養保持のための適切な管理・指導を行う。

(施設サービス費用等)

第8条 施設は、施設サービス費として介護報酬の告示上の額(法定代理受領サービスである時はその1割または2割または3割(平成30年8月からの額)の支払いを受けるものとする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払いを受ける利用料の額と、基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けるものとする。

(1)居住費として、従来型個室1日あたり1,231円、又は多床室1日あたり915円(何れも基準費用額)

(2)食費として、1日あたり1,445円(基準費用額)

(3)日常生活において通常必要となる日用雑費として、1日あたり500円

(4)理美容代金(実費)

(5)事務管理費として、ひと月あたり1,000円

(6)おやつ代として、一日あたり100円

4 第3項の(1)(2)については介護保険負担限度額認定証により、負担限度額が決定される。

5 前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。

(施設利用にあたっての留意事項)

第9条 施設サービスの提供の開始に際しては、予め入所者又はその家族に対し、運営規程の概要・従業者の勤務の体制その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所者またはその家族の同意を得るものとする。

2 施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証の内容を確認し、施設サービスの提供に努めることとする。

3 身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受ける事が困難な者に対し、施設サービスを提供する。又、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

- 4 入所者が入院治療を必要とする場合やその他入所者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は、介護老人保健施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講ずることとする。
- 5 入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。
- 6 施設は、入所者に病状の急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに家族や主治医、又は予め定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じなければならない。
- 7 入所者のその心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その入所者及びその家族の希望、その入所者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その入所者の円滑な退所のために必要な援助を行なう。
- 8 入所者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようしなければならない。
- 9 入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 10 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載することとする。

(非常災害対策)

第10条 施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(施設運営に関する重要事項)

第11条 施設の管理者は、専ら施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設の職務に従事することができるものとする。

- 2 施設は、入所者に対し適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めるものとする。
- 3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を設けるものとする。
- 4 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、予め協力病院及び協力歯科医療機関を定めるものとする。
- 5 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規定と重要事項説明書の概要を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第12条 施設の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

3 施設は、別に施設が定める個人情報の利用目的を逸脱しない範囲内で情報を提供する際には、予め文書により利用者の同意を得るものとする。

(苦情処理)

第13条 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講じる。

2 施設は、その提供した施設サービスに関し、介護保険法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

(事故発生時の対応)

第14条 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(記録の整備)

第15条 施設は、入所者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存す

る。

(その他運営についての重要事項)

第16条 この規定の定める事項のほか、施設の運営及び管理について必要な事項は社会福祉法人清里と管理者の協議に基づいて定めるものとする。

2 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、当該入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。また、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じる。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催する。

3 施設は、従業者の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。

4 施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行い、地域との交流を深める。

(看取り介護体制)

第17条 施設は看取りに関する指針を定め、入所の際に入所者等に指針の説明を行い、同意を得るものとする。また、指針に基づき職員の研修を行う。原則として、看取りの為の個室を確保する。

(衛生管理等)

第18条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行う。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じる。

付 則

この規定は、平成14年8月22日から施行する。

この規定は、平成16年4月1日から施行する。

この規定は、平成16年5月1日から施行する。

この規定は、平成17年10月1日から施行する。

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

この規定は、平成18年6月1日から施行する。

この規定は、平成19年6月1日から施行する。

この規定は、平成20年6月1日から施行する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

この規定は、平成22年4月1日から施行する。

この規定は、平成22年8月21日から施行する。

この規定は、平成24年6月1日から施行する。

この規定は、平成25年1月4日から施行する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年8月1日から施行する。

この規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 28 年 1 月 21 日から施行する。

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。